

子どもの権利条約



題字イラスト/土田義晴

〔目次〕

- 子どもたちに権利条約をどう知らせるか ……1~3
- 動き出した子どもたち 札幌・「子どもの権利条約」を広める10代の会/愛知・ほくらの学校改革大討論会 ……4~6
- シンポジウム「守ろう、世界の子どもの人権」報告 ……6
- 「18歳選挙権」で交流集会 ……6
- 子どもの人権専門委員の骨格決まる ……7
- 子どもの権利条約を学ぶ実践ガイドをユニセフが発行 ……7
- ネットワーク事務局から ……8
- 会員の声 ……8

子どもたちに権利条約をどう知らせるか

ネットワークトークで活発な意見交換

民間レベルで進む条約の広報活動

この五月二三日子どもの権利条約が国内発効して以来、条約を知らせていくための様々な取り組みが進んでいる。前号で紹介したとおり、外務省は、六月に「世界中の子どものためのためにー児童の権利に関する条約（子どものけんりじょうやく）」と題するポスター形式のリーフレット百万部を作成し、全国の小、中、高校の全教室配布を予定している。

これに対し、民間レベルでも、アムネスティ・インターナショナル日本支部が「子どもの権利条約翻訳・創作コンテスト」を実施し、七月二六日国連大学にて選考会議を開催、応募作品六三〇点の中から入賞・佳作一二作品を選び公表した（毎日新聞94年七月二九日付）。過去一回（人権一般のコンテスト）にくらべて「(1)資料請求がもっとも多かったにもかかわらず、作品応募は一ばん少なかった。(2)女性が多い。男性は女性の1/4。(3)学校参加が少くない。反面子ども自身の個人参加が「ばん多い。」(「コンテスト概要」94年七月日本支部作成より)のが今回の特色であるという。

また、朝日新聞の報道によれば、音楽家ランキン・タクシー（白浜隆）さんの歌うラップ「子どもの権利条約」を子どもへ」が保坂展人氏の監督、子どもの人権連の協力により教材ビデオ化されました。

長野では、六月に開設された「ヒューマンボイス」（代表岩下郁子、TEL〇二六八二六〇七三〇〇）が子どもに対し「マンガ」で、おとなに対し「メッセージ」でアピールする場をつくり、『ザ・マンガ子どもの権利条約』（12月発刊予定）を出版するという（朝日新聞94年七月一八日付及びヒューマンボイス応募要項より）。条約のマンガ化は大阪弁護士会や子どもの人権連でもとりくんでおり、今後ブームになりそうだ。

さらに演劇界も活発であり、九月一日には銀座ガスホールで子どもの権利条約発効記念・子どもたちと弁護士が作る2つのお芝居「もがれた翼」（東京弁護士会主催）が上演される。パーマ退学事件と施設いじめ自殺事件が題材にされており、東海大学付属高輪台高校演劇部の生徒や小学生などが

出演する。また、来年夏以降東京などで朝日新聞社事業開発本部と劇団ひまわりの共催で「コルチャック先生」が講演されることも決まった。ヤヌシュ・コルチャックは、条約提案国ポーランドの子どもの権利思想をささえてきた人物。原作は近藤二郎著「コルチャック先生」（朝日新聞社刊）であり、脚本に感動した加藤登紀子さんが音楽を担当するという（脚本・資料はネットワーク事務局にあります）。



条約広報について活発な論議——ネットワークトーク風景

「なにを子どもたちに伝えるべきか」

条約を広めていくための多様な活動が展開される中で、七月二日、ネットワークトーク「子どもたちに権利条約をどう知らせるか」が約二〇名ほどの参加者の中で開催された。

今回は「どう知らせるか」の一回目として、主要なメディアの一つである子ども向け新聞や雑誌、テレビ（NHKが子ども向けニュース番組「週刊子どもニュース」を四月より開始、五月二二日の条約発効をいち早く伝えた）



教師にこそ条約を知らせたい

石塚 淳子
（毎日中学生新聞記者）

小学生五年生のころだったと思う。休み時間に校庭で遊んでいてチャイムが鳴ってから遅れて教室に戻ってくる生徒が多いのに腹を立て、担任の教師が、授業に遅れたら教室の後ろで五分間正座するというルールを作った。休み時間には必ず外で遊んでいた私は、早速授業に遅れ、正座させられた。

その時、子ども心にも「これはちょっとおかしいんじゃないか。私は生徒なのだから、授業を受ける権利がある」と思った。今考えれば、床の上に正座

などで、何のために、何をこそ伝えるべきなのか、についてマスコミから石塚淳子さん、佐々木道子さんの問題提起を受けた。また、『小学生版子ども権利条約』（『ぼくらの権利条約』エイデル研究所刊に所収）の普及活動にとりくんできた立正大学喜多ゼミナールの勝本浩司さんから子どもとの対話活動にとりくんだ経験が話された。土曜日の午後の猛暑の中、文字通り、熱い討論が展開された。（喜多明人）

させるのだから、一種の体罰であり、授業を受ける権利の侵害ともいえるだろう。

子どもの権利を取り巻く今の日本の状況を考えると、残念ながら学校の中で子どもの人権が侵害されるというケースが少なくない。だから、まず、教師に「子どもの権利条約」について知って欲しいと思う。今後、市民レベルでも教師に焦点を当てた子どもの権利条約の広報活動をしていく必要があると思う。

中学校などに取材に行くといつも気になるのだが、生徒を「おまえ」と呼んだり、呼び捨てにする教師が多い。相手が子どもでも、呼ぶ時に「おまえ」は失礼だし、敬称くらいつけるべきで

はないかと思う。また、地方支局にいた時、ある公立中学校に生徒を叱る時にスリッパで頭を叩く教師がいるという話を聞いた。

学校はある意味で閉鎖された社会のため、教師が世間知らずになってしまったり、学校の中だけで通じる「常識」やルールのようなものができてしまい

子ども向け新聞の存在意義を問う —条約を伝えるメディアのあり方—

佐々木道子
（朝日小学生新聞記者）



ネットワークトークでは、「子どものための」新聞づくりに携わり、日々どんな紙面を送り出し

ているか、どんなジャンルマがあるかなど、私見をお話した。小学生新聞、中学生ウィークリーとも、何がニュースか、そこに子どもたちの接点は、と探りながら、子どもからの意見表明や取材企画をできるだけこまうと

している。取材で印象的だった人権教育のこと、大切にしている投書欄のこと、東京弁護士会・児玉勇二さんに昨年度連載をお願いした「子どもの人権ノートから・なぜどうして」のことなどもお話しした。

おとなと子どもが対等のパートナーであるために活動しているみなさんからは、子どもの新聞の存在意義は何か、とご質問を頂いた。本紙に子ども

がちなのではないかと思う。学校の中での子どもの人権侵害をなくすためには、教師に子ども権利条約の理念や内容を知ってもらい、その上で子どもたちとの関わりや学校で「普通に」行われていることを、もう一度見直してもらう必要があるのではないか。

の参加をうたった面を作らずにいる親新聞をもっているわけだが、「おとなの新聞に子どもの世界がワット入ってくる」ような紙面づくりは、やはり彼らの仕事（かなり大切な）と思う。こちらが何を求めて「子どもの新聞」を名乗るかといえば、子どもの生活、読解力、語彙等を意識して作っていることだろう。そのうえで、「おとなの新聞」と張り合う存在でありたい。

記事は一般全国紙、地方版などと競合することが多く、必ずしも子どもと社会・国際問題をかみくだくこともしばしばで、中学生ウィークリーではそちらのウエイトが大きい駅売りこそしていないが、読もうと思えばだれでも読める。子どもにも、数ある媒体からの選択肢の一つにしてほしい。

子どもどうしでもそうだが、おとなと子どもで嗜好や理解力が違うのは当たり前で、それを認めた上での「権利」だと思う。自分が小さいとき、良質な

子ども向け媒体にふれて幸せな思いをしたからか、子どもメディアを否定する必要は感じない。ただ「子ども向け」の媒体でも、子どもをナメているものとそうでないものの区別は彼らにはすぐ付く。

将来、一般紙に子どものための紙面が取り込まれていくとしたら、おとなのためのものだった新聞がどんなふうになるのか、まだ分からない。ただ、今は「これは自分たちの新聞だ」「これなら分かる」「意見をいえば、こたえてくれる人がいる」と言ってくれる



ゼロに戻るための経験の援助 ―「権利」に初めて接する子どもたちのために―

勝本 浩司
(立正大学学生)

私は現在立正大学喜多ゼミナール(教職演習)にて教師を目指し学び、またこの子どもの権利

条約ネットワークの運営委員で、毎月曜日にネットワーク事務所にて電話番、会員管理をしているものです。

今の活動の根本は中学生時代に溯ります。当時生徒会役員をしていて、集団内において、個々の人間の存在を認め合うような人間関係の成立のために必要な観点、知識を学びました。またその様々な観点を踏まえ集団に働きかけることによって個人の成長への有効な援助となりうることを知ったのです。

子どもにも、こたえたいと思う。

一方通行にならないこと、新聞の質を上げていくことが、常に課題だ。最近、四国のリポーター(子ども記者)の水不足の取材が小学生新聞のトップを飾った。社会のことに関心を持ち、自主的に声を寄せる子どもは、読者数からすれば少ない。作り手がおとなでは、小さな読者の望むものとズレも生じる。けれど、こちらがびっくりしなから作るのが、この新聞の何よりの楽しみだ。

具体的には様々な価値観、通念を再検討することによって自己の感性、自尊心を取り戻すという事です。

喜多ゼミではこれまで子ども相手の条約勉強会を二回行ない、また中野区でのハイティーンフォーラムを行ないました。

勉強会の内容はゼミ員による寸劇や子どもたちにとったアンケートをもとにして子どもたちやおとなが同じ目線で話し合うというものです。

また、ハイティーンフォーラムでは高校生が主体的に彼らの環境について見直し、人々を呼んでの会を通じて意見表明しました。それにより、彼らが、その根底にある自分自身を発見し、取り戻すこと、またそれを見た大人も彼らから様々なものを学ぶことができま

ネットワークに参加して

今回のシンポジウムには、子どもの権利条約をどう活かしていこうかと考える人たちが参加していましたが、私は特に問題提起をされた毎日中学生新聞の方と朝日小学生新聞の方の発言に興味を抱きました。いずれの新聞社でも、子どもの権利条約の記事に対して親の反響が非常に大きかったとの報告がありました。私は、改めて子どもの権利条約の重要性を実感したのと同時に、権利の主体である子どもが直接目を通す新聞としての役割はどうあるべきかを考える必要があると思いました。

42条(条約広報義務)を積極的に受けとめよう

岡田賢宏 (法政大学学生)

今回の集まりには当事者である子どもが高校生の方一人だけであり、また時間の都合で意見の交流も少ししか行うことができませんでした。しかし、こういった会を繰り返し行い、一人でも多くの方に子どもの権利条約のことを深く考えてもらおうということが、ネットワークのねらいであると思います。四十二条の条約広報義務を固に期待するといった消極的発想としてはなく、私達自身もこの条文に対し積極的に考え行動していくことが必要であると感じました。

した。そのような活動を通じ私は「子どもの権利条約」を条文としてではなく、概念として受け止め、彼らの実際の生活経験と結びついた具体的要素に目を向け、論理的な同一性を踏まえつつ子どもたちと関係を持つことが、「権利」に初めて接する子どもたちにとって必要だと思われまます。なぜなら、私はいつも思うのですが子どもたちは現時点に至るまで「日本社会」という画一的な生活価値の中に身を置き、自己の肯定的存在感(ある意味での権利認識)という視点では、マイナスの経験を積

むことが多かったです。現在の子どもたちはプラス・マイナスゼロの位置に在るのではなく、マイナスの位置に在る存在で、まずはゼロの位置に戻るための経験の援助が必要であろうと思われまます。

今の子どもたちが子どもの権利条約を受け止めていけるためには、まず初めに彼らの経験を溯りゼロの位置に戻すための場、そのために子どもたちと直に接する活動が必要だと私は考えま

北の街から『子どもの権利条約』

—札幌・「子どもの権利条約」を広める10代の会

子どもの権利条約が、日本でも署名後二年以上もかかった末、世界で一五八番目に批准されました。しかし、現状はどうでしょうか？

例えば学校では校則があり、髪型や服装を規制され、表現の自由が奪われていきます。政府はこの条約が批准された後、「校則は学校の判断により決定する」と、子どもが権利の主体という条約本来の視点を欠いた通知を出しています。

子どもをないがしろにしているのはこの例だけにとどまりません。世界に目を向けると、戦争をしている国・地域、発展途上国と呼ばれる国々の子どもは生きる権利さえも保障されていません。現実を認識し、子ども自身が権利を主張しない事には、豊かな社会が望めないでしょう。

私達10代の会は、

この条約の理念を多くのの人々に広めるため、活動しています。

この会の具体的な内容は、北海道に住んでいる子ども・おとなを中心に「この条約を知っているか」「日本では子どもの権利が尊重されているか」「学校へ行かない権利を認めるか」などの意識調査を目的に、子ども用・おとな用別のアンケートを行っています（会のメンバーは大半が「登校拒否児」でフリースクールさとぼろで学んでいる人です）。アンケートは七月末まで行ない（目標は子ども・おとな各千人）、結果をまとめて冊子にする予定です。また、子どもの参加を呼びかけて、この条約の学習会（集会）を開催しようと考えています。

活動を進める上でアンケート用紙代・印刷費など費用が必要なのですが、とても苦しい状況です。そこでおとなの人達にサポーター（協力者）として一〇〇円以上のカンパを募っています。（郵便振替 口座番号：〇二七二〇一七二五〇三〇一、加入者名：地球子ども）

全国のみなさん、共に力を尽くしましょう。

（代表 正岡 崇）

『子どもの権利条約』を広める10代の会

事務局

〒〇六四 北海道札幌市中

中央区南六西二一三三三五

シャトー鈴木三〇七

TEL 〇一一一五五一六四二七

ぼくらの学校改革宣言 決議

—愛知の高校生 ぼくらの学校改革大討論会から

「一人一人の生徒の要求が実現できるという理想の学校」を生徒・教師・父母・市民とともにめざそう……と愛知の中・高校生達は、八月一八日、「僕らの学校改革大討論会」を開き、「僕らの学校改革宣言」を約一五〇人の参加者で決議しました。

毎回一万人近い高校生を集める愛知高校生フェスティバル。そこに集った実行委員の間で、「フェスも楽しいけど、自分達の生活している学校をなんとか楽しいところにかえていかなければ」と、学校生活についての真剣な討議が始まったのは、今から二年ほど前のこと。以来、数回にわたって県内の私学を中心に五〇数校の中高校生達が熱心な討論を重ねてきました。年に三回ほど開かれてきた様々な集会には、

のべにすると一〇〇人以上の生徒会役員・フェス実行委員を中心とした生徒・教師・父母・市民が参加しているのではないのでしょうか。

今回の集会では、職員会議やPTAの会議に生徒会役員が参加できるようになった学校、HRを活発にするためリーダー研修会で知恵を出しあった学校など様々な学校での、学校を変えようとする生徒の動きが元氣よく報告されました。この集会の成功をバネにして、この秋は「学校改革、授業改革に関する一万人アンケート」などにとりくみながら、「子どもの権利条約」の理想を実現できる「学校改革」の運動をひろげていきます。

御声援よろしく!! (赤堀直子)

ぼくらの学校改革宣言

私たちは一人の人間として学校に通い、そして学んでいます。

一日の三分の一を過ごす学校が、弁当を食べるだけの、友達に会うだけの場所になってしまっていることに不満を感じませんか。

私たちの居場所は自分たちが輝ける場所です。

私たちが輝く所、それが本来の学校

の姿ではないでしょうか。

(中略)

今、学校はかわりつつあります。そして、私たちは、学校をかえることができます。

異質な考え方や意見でも、互いに人間として認め、尊重しあい、高めあえることによって、一人一人の生

シンポジウム

守ろう、世界の子どもの人権 報告

「守ろう、世界の子どもの人権：児童の権利条約の実践に向けて」というタイトルで、さる七月七日東京渋谷の東邦生命ホールにおいて(財)日本ユニセフ協会主催のシンポジウムが開催された。パネリストは波多野里望(学習院大学教授)、リチャード・リード(ユニセフ本部渉外局長)、アグネス・チャン(歌手・社会科学博士)の三氏で、コーディネーターは増子義孝(朝日新聞社論説副主幹)さんによって進められた。

波多野さんはこの条約の成立の背景、基本の精神、目的とするところを報告。物が足りないゆえでの権利侵害がある国と先進国との質のちがいがあるとしても、世界の子どもに最善の利益をはかるのが目的であると。

リードさんは世界の子どもたちが置かれている状況の中で紛争で子どもが標的になっていること、エイズによって5歳未満の子どもの死亡の増加が予想されること、旧ソ連で10代の殺人が増加しているというさまざまな悪い状況の中で子どもの権利条約がこれほど短期間に世界中で批准されているというのが唯一将来に希望もてる。未批准の国は世界に対するはずかしさに気づくだろう。子どもの生存の価値が先進国かどうかとは一致しないが、その価値が高い国は強くなるだろう。日本では子どもの権利の履行機関が明確でないこととODA(政府開発援助)の20%を子どもの生命を守るための事業にイヤーマークをしてほしいと述べた。

チャンさんはユニセフを支援してきたボランティアの立場での体験を述べた。85年エチオピアでのユニセフの活動現場を訪問して人生観が変わったという。(好光 紀)

徒の要求が実現できるといふ理想の学校をつくることにつながるのではないでしようか。そのためいろいろなことに興味を持ちましよう。いろいろな人と話をしましよう。夢を大きく持ちましよう。自分の可能性に挑戦しましよう。文化祭などの学校行事に積極的に参加しましよう。学園フェスティバルに積極的に参加しましよう。学校に対して要求しましよう。他の学校のことをもっと知りましよう。「子どもの権利条約」を学習しましよう。学校にとらわれずにいろいろな活動に参加しましよう。高校生フェスティバルを知り、参加

一九九四年八月一日

ぼくらの学校改革一日大討論会

参加者一同

しててください。高校生フェスティバル主催の生徒会交流に参加してください。学校内だけではなく、私たちが情報交換し、交流できる新聞をつくりましよう。学校改革、授業改革に関して愛知県の一万人以上の生徒からアンケートを集めましよう。そして、今日のことをみんなに伝えましよう。私たちは、こうした活動を通して、夢と感動のある学校を先生や父母や市民とともにつくることをここに宣言します。

八月六日と七日、全国PTA問題研究会の第二三回全国研究大会が開かれました。大会テーマは「国際家族年とPTA」で、その二日目は四つに分かれての交流集会。その一つ「18歳選挙権と子どもの進路」自分で考え、自分で決める子どもの誕生—では、レポーターに高木章成さん(都立高校生・前生徒会副会長)、尾花知美さん(大学生)、水永啓子さん(大学生)、藤村美津さん(幼稚園教諭)を迎えて、それぞれの思いを話していただきました。高木さんからは、脳性マヒのために手、足、言語が不自由だが普通高校に通い、授業は教室にワープロを持ち込んで、頭に触覚のような棒をつけてキーボードを打って受けていること。生徒会活動にのめり込んでやりたいことをやったが、体制に影響はなかったこと。役員の任期が終わったあと子どもの権利条約の請願

“18歳選挙権”で交流集会

—全国PTA問題研究会—

運動を始めたことなどを。その高木君の話を、会場の人たちにわかるように、一語一語ていねいに話してくださった、生徒会で一緒に活動した尾花さん。水永さんからは、高校時代の課題研究のこと。大学には高校生以上のものを期待して入学したけれどもそれが裏切られ、入試に再挑戦して合格したこと。子どもの権利条約にとてもひかれ、受験勉強の最中だったけれども、批准運動に参加したこと。選挙権は、現在の20歳というのは区切りはいいが、実際の生活から考えると18歳のほうがいいということ。藤村さんからは、ルソーのエミールの中に「子どもの現在を犠牲にすることは子どもの未来を貧しく危くする」という言葉があること。今、教育の基本はとも密度濃くできているが、人間関係の育ち、人格の育ちの順序性などはできていないということ。幼稚園の中で子どもたち同士の関係についてなどを。会場からは、高校の教師をしているが、現場では18歳選挙権などおおよそ信じられなかったが、これが学校制度の風穴を開ける一つの要因になるかもしれない。PTAで子どもの権利条約に関わったこんな活動をしているなど、九時三〇分から一時間の休憩をはさんで一五時三〇分まで、活発にしかもいろいろな立場の人たちとの話し合いができた五時間でした。(清野初美)

子どもの人権専門委員の骨格決まる

— 全国10都市に二〇九名の委員配置

法務省人権擁護局は、「子どもの人権専門委員設置運営要領」及び「子どもの人権専門委員を置く協議会及び専門委員の数について」（別表）を公表した。

運営要領によれば、子どもの人権専門委員は、人権擁護委員の中から選ばれる。①「子どもの人権が侵犯されることのないように監視し」、②「これが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な措置をとる」、③「子どもの人権擁護のための啓発活動を行

門委員は、人権擁護委員の中から選ばれる。①「子どもの人権が侵犯されることのないように監視し」、②「これが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な措置をとる」、③「子どもの人権擁護のための啓発活動を行

別表・「子どもの人権専門委員」を置く協議会及び専門委員の数について

局名	協議会名	委員数	局名	協議会名	委員数	局名	協議会名	委員数
東京	東京	21	広島	広島	4	仙台	仙台	3
	八王子	10		廿日市	1		塩竈	1
横浜	横浜	9		東広島	1		大河原	1
	藤沢	2		呉	1		古川	1
	川崎	3		竹原	1		石巻	1
	横須賀	2		尾道	1		築石	1
	小田	2		福山	2		登米	1
	厚木	3		三次	1		気仙沼	1
	相模原	2		庄原	1		山形	2
大阪	大阪第一	6		福岡	5		寒河江	1
	大阪第二	3	筑紫	1	新庄	1		
	大阪第三	5	甘木	1	沢井	1		
	東大阪	3	飯塚	1	長井	1		
	堺	4	直方	1	鶴岡	1		
名古屋	岸和田	3	久留米	1	鶴田	1		
	名古屋	7	吉井	1	札幌	6		
	春日井	2	柳川	1	岩見沢	1		
	津島	1	八女	1	滝川	1		
	一宮	2	北九州	3	室蘭	1		
	半田	2	行橋	1	浦河	1		
	岡崎	2	田川	1	小樽	1		
	豊田	1			岩内	1		
	西尾	1			知小	1		
	豊橋	2			苦小	1		
新城市	1			高松	2			
				丸亀	2			
				観音寺	1			

『わたしの権利・みんなの権利』

子どもの権利条約を学ぶ実践ガイドをユニセフが発行

今年の五月二日にやっとき日本でも発効した『児童の権利に関する条約・子どもの権利条約』その主体となる子どもたちがどのように学んだらいいのか、あるいはどのように理解してもらえばいいのかという点について頭をかかえ込んでいる教師や青少年団体のリーダーがたくさんいるのではないだろうか？ そんな子どもたち自身のために、教師や青少年団体のリーダー向けに実践ガイドブック『わたしの権利・みんなの権利』が日本ユニセフ協会から発行された。

この学習方法はユニセフが提唱している「開発のための教育―地球学習」であって、条約の条項について知ることが大切な最初のステップであるが、知識として理解するのではなく、権利の問題が自分自身の問題と関連して行動に結びつけられている。

●子どもの権利について知ること

この段階は資料集め、情報整理、分析を試みる。

●集めた資料について反応すること

この段階はいろいろな見方、考え方があつて、これを理解し、権利の問題の人間性なところについて感覚をみがき、共感する気持ちを育て、行動がとれるように関心を高める。

●自分のまわりで具体的な行動をとること

地球規模の視点に立って、自分の立場を明らかにし、地域社会で行動をとることによって、子どもが社会正義の推進や建設的な変革にむけた世界的な努力と自分たちの行動を結びつけることができるようになる。

以上三つの過程を通して人権の問題が、ずっと遠くにいる人びとだけでなく、自分たちの住んでいる社会にも存在する問題であることに気づくようになる。

対象は中学生以上におかれているが、条文の要約をやさしく書きかえれば小学生でも実践可能である。

申込先：〒160 新宿区大京町31-10
日本ユニセフ協会 学校事業部
〇三―三三五五―三二二四

い、「もって子どもの人権擁護を図ることを「任務（要領第1）」とする。

このように専門委員は子どもの人権について①「監視」機能、②「救済」機能、③「啓発」機能をはたすことが期待されているが、④オンプズパースンの「勧告」（政策提言）機能は「子どもの人権専門委員会（要領第10）」に委ねられた。この委員会は、各都道府県人権擁護委員会連合会の区域ごとに設置され、「子どもの人権問題のうち、重要又は困難な事案について協議し、

調査及び処理の方針を検討し、「子どもの人権又はこれにかかわる環境整備について、……勧告、意見発表その他の適切な措置を行う」としている。

子どもの人権専門委員の数（定数）および指名は人権擁護局長が行う（要領第2、3）。任期は2年で、具体的「職務」としては、前記に加えて、「子どもの人権相談に応じ、適切な助言をする」（要領第6）役割なども担う。

（喜多明人）

ネットワーク事務局から

子どもの権利条約基本資料

コピーサービスを始めました!

条約関係資料について、コピーサービスを始めました。料金は、手数料・送料込みで、一枚五〇円で承ります。ご注文は、事務局まで。

事務局開設時間：月曜日午前十一時～午後四時
TEL：〇三―三三三三―七九九〇
FAX：〇三―三三三三―七三六九

谷内文字

先日はたくさん資料を送っていただきありがとうございました。おかげさまで私たちの会も小さな会誌「めなむ」三号を近日中に印刷する予定です。小さな公開講座も行います。また「めなむ」三号と一緒に報告できると幸いです。

清水久仁子

今の日本の子供達の置かれている状況の中では、子育ては楽しくない、と子供を三人育てて、思っています。子供達の生き生きとした姿を毎日、見ていたい、と思います。

粟生田明子

何分にも多忙で、活動に実質的協力ができず残念です。事務局の皆様方の御健康をお祈りします。がんばってください。

会員の声

●コピーサービスの内容

- (1) 子どもの権利条約関係国会議事録
 - (2) 子どもの権利条約制定過程に関する国連・人権委員会議事録
 - (3) 締約国の報告書を検討する子どもの権利委員会（ジュネーブ）関係文書
 - (4) その他の資料（ニュースレターで紹介した子どもの社会参加、子どもの広報に関する資料等）
- ※このコピーサービスの対象は、図書館等で入手可能なもの（単行本・雑誌・紀要類等）や、著作権を有するものを除いた基本資料に限られます。

前川忍

暑さに向う折、お体くれぐれも大切にされて御活躍されますようお祈り致します。北海道教組が発行した各小中学校用の大版チラシ（権利条約の子供向けPRチラシ）は、とてもわかりやすく好評で、とりよせて中野でも使っています。

酒井慶助

「子どもの権利条約を市民に広げる会・沼津」では五月二日に市長・市議会議長・市教育長に要望書を出すと同時にピラマキ、宣伝を行いました。十一月の会発足一周年、同連採択五周年にむけ、ポスターコンクールを行う準備をしています。

「お願い」

ニュースレターの感想・ご意見、ネットワークへの要望、地元の条約関係情報などをネットワーク事務局までお寄せください。

人・事件・裁判 ヒューマンな眼で追う

法学セミナー

1994年
8月号

定価920円
好評発売中

「特集」子どもの権利ってどこまで？
批准された子どもの権利条約とは
権利行使主体としての子どもの現実と課題
親権法制における子どもの権利とは
校則は変えられる
レポート ● ガッコーの果の上で
少年司法はこのままでよいのか
「子どもの権利基本法」はなぜ必要か

佐々木光明
編者 野田尚行
編集者 許有斐
責任者 喜多明人

170 東京都豊島区南大塚3-10-10
TEL.03-3987-8621

日本評論社

季刊教育法

97号 臨時増刊号

子どもの権利条約

学習の手引

批准後の日本の課題、国際的動向・文献・資料で権利条約のすべてを解説。条約全文(英文他)、政府答弁、各国の動き、自治体の動向等を収録 定価 2,000円

ぼくらの権利条約

●喜多明人・立正大学喜多ゼミナール共編
権利条約をやさしく紹介 定価 1,500円

新時代の子どもの権利

日本の教育と子どもの権利条約
●喜多明人著 定価 1,500円

エイデル研究所

東京都千代田区五番町12
(Fミール五番町1-021)
102 電話03(3234)4641/70

『子どもの権利条約』No.15

1994年8月15日発行

★発行(隔月刊)

子どもの権利条約ネットワーク

〒105 東京都港区海岸

1-6-1-831

Network for the Convention
on the Rights of the Child

Tel. 03-3433-7990

Fax. 03-3433-7369

(月曜日/午前11時～午後4時)

★発行人 喜多明人

★編集人 平野裕二

★年会費 3,000円

18歳未満 500円

定期購読 3,600円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷

